

定 款

昭和 58 年 4 月 18 日

原 始 定 款 作 成

昭和 58 年 4 月 26 日

原始定款公証人認証

令和 5 年 3 月 2 日

本 定 款 清 書

株式会社バッファロー

株 式 会 社 バ ッ フ ァ ロ ー 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社バッファローと称する。英文ではBUFFALO CO ., LTD . と記名する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車関連用品の製作、卸売、小売および輸出入業務
2. 自動車の修理、整備取付けおよび塗装業務
3. 民間車検場の経営
4. 中古自動車および古物用品の売買業務
5. 自動車関連書物の販売
6. 損害保険代理店業務
7. ガソリン・オイル・プロパン・重油・白灯油の販売
8. 自動車および自動二輪車の販売並びに輸出入業務
9. 自動車および自動車関連用品のリース業並びにレンタル業
10. 駐車場並びに洗車場の経営
11. 不動産の売買・賃貸および仲介業
12. 飲食店の経営
13. 実用新案・特許の保有利用
14. 金銭貸付業務
15. 食品および菓子類の販売
16. 生命保険代理店業務
17. コインランドリー運營業務
18. 上記各号に関連する商品の通信販売業務
19. 前各号に付帯関連する一切の事業およびそれらの事業への投資

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を埼玉県川口市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただしやむを得ない事情により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、6,800,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(株式取扱規程)

第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める「株式取扱規程」による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱い場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 3 章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の要件)

第14条 株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。法令又は本定款に別段の定めがある場合は、これによる。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半

数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときには、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

4 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

5 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会の決議により選定する。

2 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を定め、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める金額とする。

第 5 章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 25 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 26 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第 27 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

（事業年度）

第 28 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当）

第 29 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（自己株式の取得）

第 30 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 31 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、第 34 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。